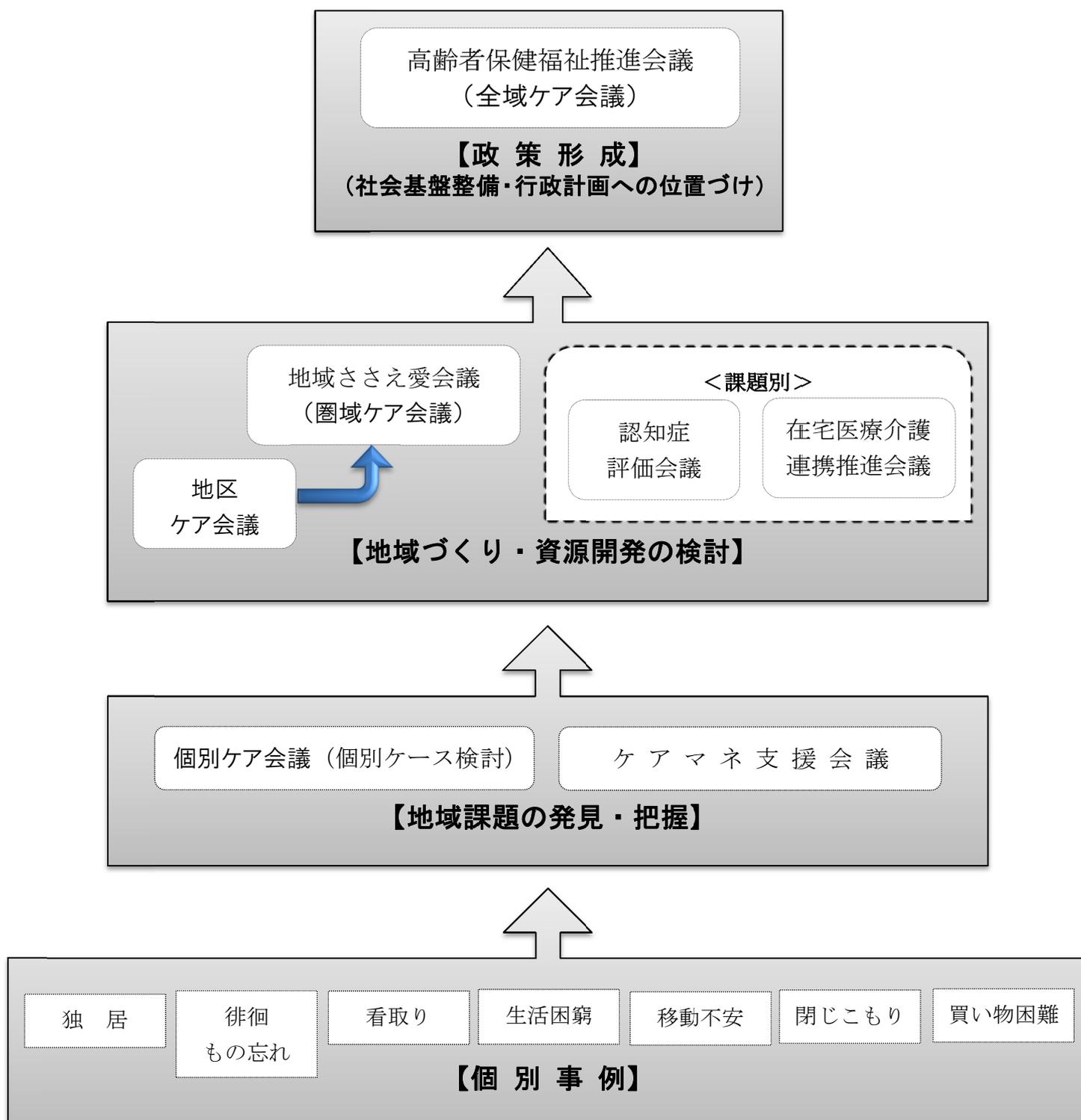


美祢市における地域ケア会議イメージ図



【参考】平成29年度 地域ケア会議実績

月 日		検討課題	検討結果
1	5月14日	せん妄状態の高齢者の生活支援	生活支援として介護予防サービスの導入するとともに、地域へ見守り協力を依頼し、在宅生活を継続していく。
2	5月23日	介護者の知識不足や経済的な面から必要なサービスが提供されていないケース	介護負担が大きいと、施設入所につなげていく。
3	7月6日	家族介護が難しく、在宅生活の継続が困難なケース	ショートステイの利用から施設入所への変更を調整する。
4	7月18日 8月2日 10月10日	糖尿病のある認知症高齢者と障害のある介護者への医療管理及び生活支援	障害・介護・医療それぞれのサービスの調整を行うことで、本人、介護者の生活支援を行う。
5	8月3日	家族がいない独居高齢者の支援	後見人を選任するため、成年後見開始の手続きに入る。
6	8月15日	病状の悪化により在宅生活に不安があるケース	吸引が必要であるため、医療機関と調整し、受入が可能な施設を選定する。
7	8月25日	経済的虐待の恐れのある高齢者の支援	現時点の判定は難しく、サービスの利用や見守りで今後の経過を見守っていく。
8	9月14日	認知症のある高齢者夫婦の車の運転と生活支援	免許を返納することを勧めるとともに、介護保険を申請し生活支援を調整する。
9	9月15日 3月25日	金銭管理・医療管理ができない高齢者への生活支援	本人がサービスの必要性の理解ができないため、支援者が情報共有を行い、見守りを継続する。
10	10月10日 11月1日	セルフネグレクト状態にある高齢者の支援	身体状況を確認するため受診させ、その後、施設入所の方向で進めていく(自宅は生活できる環境ではない)。
11	10月23日	認知症により支援が必要であるが、家族の理解が難しいケース	家族に疾患に対する理解を促し、介護サービスを導入するとともに、地域に見守り協力を依頼する。
12	10月24日	家族介護が難しく、在宅生活の継続が困難なケース	家族による介護は限界のため、施設入所する方向で進めていく。
13	11月2日	認知症による徘徊、主介護者の認知症に対する理解が難しいケース	主介護者に疾患に対する理解を促し、家族間の思いの共有を図るとともに、地域に見守り協力を依頼する。
14	12月26日	内縁者に介護されている認知症の高齢者の支援	認知症状が進行しており、介護負担が増している。介護者が内縁関係であり、将来的に支援が難しくなる恐れがあるため、今後の支援のあり方を検討していく。
15	12月27日	セルフネグレクト状態にある高齢者の支援	医療機関につなぎ、体調安定後の生活支援について方向性を確認する。
16	1月12日	独居高齢者の今後の生活支援	施設入所につなげていく。
17	1月16日	認知症で家族支援がない高齢者	専門医の受診、入院につなげていく。
18	1月26日	セルフネグレクト状態にある高齢者の支援	施設入所につなげていく。
19	2月5日	収入のない独居高齢者の今後の生活支援	生活保護を申請するとともに、施設入所を検討していく。
20	2月8日	認知症と要介護状態の夫婦(夫)の今後の生活支援	家族に指導するとともに、介護サービスの調整を行う。
21	2月8日	認知症と要介護状態の夫婦(妻)の今後の生活支援	家族に指導するとともに、介護サービスの調整を行う。
22	3月12日	身体状況の悪化により在宅生活が難しくなったケース	片付け等もできず、生活環境が悪いため、施設入所の方向で進めるとともに、疎遠になっていた家族と連絡をとり支援を依頼する。
23	3月16日	【地区ケア会議】 綾木地域の地域づくり	地域のサロンが消滅しており、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターの支援のもと、地元団体が中心になって月1回交流会を始めることとなる。
24	3月20日	介護者が市外に住んでいる高齢者の介護	介護負担が大きいと、施設に入所する方向で進めていく。
25	3月23日	認知症独居高齢者の今後の生活支援	介護・医療・金銭管理などの生活支援サービスを調整する。
26	3月29日	緊急に施設入所が必要な高齢者(要介護2)に対する支援	施設入所の方向(特例入所)で進めていく。
27	3月29日	認知力の低下があり生活支援が必要と思われるが支援に結びつかないケース	自宅が不衛生であるため、シルバー等による片付けやヘルパー等の生活支援サービスの導入を調整する(金銭管理は地域権利擁護事業を利用している)。

【参考】平成30年度（上半期） 地域ケア会議実績

月 日		検討課題	検討結果
1	4月11日	生活困窮で認知症のある高齢者の生活支援	生活保護の申請、身元引受人を決定するとともに施設入所につなげていく。
2	5月25日	身体状況の悪化により在宅生活が困難となった高齢者の生活の場の確保	施設入所の方向で調整する。
3	5月25日	認知症のある高齢者世帯の生活の場の確保	施設入所の方向で調整する。
4	6月25日	家族支援が困難な高齢者の身元引受人の確保	市長申立てにより後見人の選定に入る。
5	7月3日	認知症により在宅生活が困難となった高齢者の生活の場の確保	施設入所(特例入所)の方向で調整する。
6	7月18日	身寄りのない高齢者の財産整理	弁護士に相談し、今後の生活を検討する。
7	7月25日 9月20日	金銭管理のできない高齢者の支援	滞納額を確認し、サービス利用を調整するとともに、成年後見制度の利用を検討に入る。
8	7月31日	加齢や知的障害により在宅生活が困難な高齢者(生活保護世帯)の生活の場の確保	施設入所の方向で調整する。
9	8月1日	家族関係の悪化した高齢者の在宅生活の支援	関係者間の情報共有を図る。
10	8月2日	家族と疎遠な高齢者の支援	施設(養護老人ホーム)入所の方向で調整する。
11	8月6日	経済困窮のためサービス利用料の滞納がある高齢者の支援	地域権利擁護事業を導入し金銭管理を行う。
12	8月10日	認知症のある高齢者夫婦(夫)の生活支援	専門医受診、運転免許の返納、介護サービスの利用につなげていく。
13	8月10日	認知症のある高齢者夫婦(妻)の生活支援	
14	8月13日	独居で認知症のある高齢者の生活支援	地域支援者間で現状を共有し、見守りを継続する。
15	8月27日	虐待により緊急入所した2号利用者の今後の支援	受診、入院の後、別施設への入所の方向で調整する。
16	9月4日	アルコール疾患のため在宅生活が困難となった高齢者の生活の場の確保	施設入所(特例入所)の方向で調整する。
17	9月12日	認知症のある高齢者を介護している家族支援	家族の認知症理解に向けて情報提供するとともにケアマネへの支援を実施する。
18	9月19日	認知症のある高齢者を介護している家族支援	家族の認知症理解に向けて情報提供するとともにサービス事業所への支援を実施する。
19	9月20日	認知症のある高齢者夫婦(夫)の生活支援	関係者間の情報共有を図る。
20	9月20日	認知症のある高齢者夫婦(妻)の生活支援	